

特殊車両の取り締まりを実施

7月14日(木)、戸沢村古口の車両検測所において新庄警察署・山形運輸支局・山形県税務課と4者合同で**特殊車両の通行取り締まりを実施**しました。

特殊車両の通行は、事故防止だけでなく、橋や道路の損傷防止のためにも、**許可を受けて通行していただくこと、積載量を守る**ことなどを徹底する必要があります。

ルールを守って安全な通行をしていただくことを、これからも周知徹底していきます。
みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。



4者合同で取締を実施



重量を測定 (山形運輸支局・山形河川国道事務所)



重量測定のマットスケール



車体の長さ・幅・高さを測定



タイヤの軸同士の距離を測定



山形県税務課は軽油抜き取り調査

特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介については、
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
をご覧ください。

今回の取締の結果、国土交通省の特殊車両取り締まり対象は3台で、そのうち1台が違反(無許可・経路違反)でした。
違反車両には、適正な通行を行うよう指導警告をおこないました。

(※注)掲載されている写真と違反車両は関係ありません。

特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、**原則として禁止**しています。

そのため、**道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って**、ルールを守ることで**通行を許可**することとしています。

法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車両は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、**大事故**になりかねません。

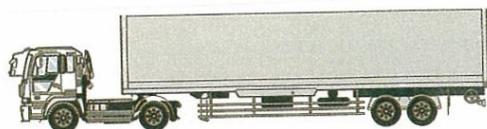
また、**過積載は道路の損傷**にもつながります。

ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかを**チェック**するのが特殊車両の取締です。

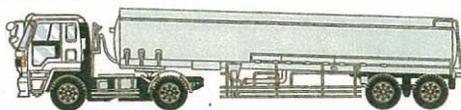
どんな車が特殊車両なの？

次の基準をどれか1つでも超えるものをいいます
幅2.5m 長さ12.0m 高さ3.8m 総重量20.0t

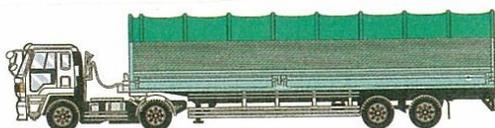
バン型セミトレーラ



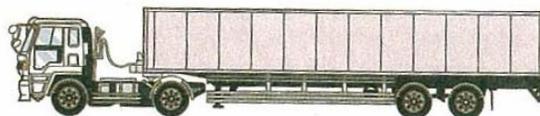
タンク型セミトレーラ



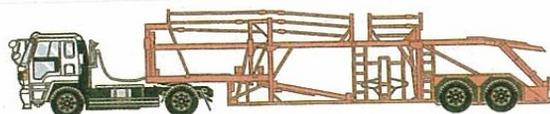
幌枠型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、ポルトトレーラなどがあります。



管理係長



管理係長

ルールを守って安全な通行をお願いします

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/obaiji/index.html>

〒999-4221
山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1
TEL. 0237-23-2521
FAX. 0237-23-2523



最近の尾花沢国道維持出張所通信

- 8-1. 山形工業高等学校の2年生がインターンシップとして道路パトロール等を体験！！
- 7-3. 花のかけはし: **花を植えました**
- 7-2. ラジコンクラブ: **除草作業をしました**
- 7-1. みなさまから寄せられたお客様の声をご紹介します(5月)
- 6-12. 沢原自治会: **花を植えました**
- 6-11. 笹原老人クラブ: **花を植えました**
- 6-10. ひまわりの会: **花を植えました**